

---

影森グラウンド基本計画  
(案)

令和7年2月

秩父市

---

---

## 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画の背景と目的.....	1
第2節 計画地の概要.....	1
第2章 現況把握.....	2
第1節 上位計画・関連計画.....	2
第2節 敷地分析.....	21
第3章 意見収集.....	24
第1節 地域住民からの意見・要望.....	24
第2節 スポーツ施設利用団体からの意見・要望.....	27
第4章 基本方針.....	29
第1節 影森グラウンドの基本方針.....	29
第2節 導入施設の検討.....	30
第3節 ゾーニング・動線計画.....	35
第5章 基本計画.....	36
第1節 基本計画図.....	36
第2節 公園内に配置する施設の機能と規模.....	38
第3節 景観整備について.....	49
第4節 管理・運営について.....	50
第6章 今後の方向性.....	51
第1節 計画地の法的な位置づけの検討.....	51
第2節 想定される整備スケジュール.....	51

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の背景と目的

秩父市に立地する影森グラウンド（以降「計画地」ともする。）は、平成10年の整備から25年以上を迎え、施設の老朽化が進んでいます。また、秩父市では令和6年3月に策定した「秩父市スポーツ振興計画」において、生涯スポーツを推進する社会の実現を目指しています。影森グラウンドは、先行して整備を行った多目的グラウンド（人工芝）の人工芝化とともに、利用者に即した形でリニューアルすることを目的とし、令和6年度より再整備の計画検討を開始しました。

影森グラウンドは、地域住民も利用可能なスポーツグラウンドとして、多目的グラウンド（人工芝）1面、サッカー場（天然芝）1面、多目的グラウンドABCD（軟式野球場（社会人）1面・ソフトボール場3面確保可能）に加えクラブハウス等を再整備します。

本計画は、影森グラウンドの再整備に向けて基本方針や基本計画図などをもとに施設整備の方向性を示した計画です。

## 第2節 計画地の概要

計画地の概要は以下の通りです。

- 名称 影森グラウンド
- 所在地 埼玉県秩父市上影森 217-1 影森グラウンド
- 面積 約10ha



地理院地図をもとに作成

図 1-1 位置図

## 第2章 現況把握

計画地における上位計画・関連計画及び現状の影森グラウンドにおける課題等を整理しました。

### 第1節 上位計画・関連計画

計画地に関連する上位計画・関連計画について、計画の概要を以下に整理します。

表 2-1 上位計画・関連計画一覧表（1/2）

No.	計 画 名	発行元	策定年月
1	秩父都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	埼玉県	令和4年9月変更
	当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。		
2	第2次秩父市総合振興計画	秩父市	平成28年3月
	市町村のあるべき計画体系として示されたものをもとに、基本構想・基本計画・実施計画を定める。		
3	秩父市都市計画マスタープラン	秩父市	令和3年4月
	秩父市立地適正化計画と連携しつつ、計画的な土地利用、施設の立地誘導、公共交通の利便性の確保などを通して、コンパクト＋ネットワーク社会の形成の実現を目的とし、施策を定める。		
4	秩父市立地適正化計画	秩父市	令和3年4月
	秩父市都市計画マスタープランの策定にあわせ、秩父市の特性に合わせた都市機能と居住の集約化を図り、コンパクト＋ネットワーク社会の形成を目指すことを目的とし、施策を定める。		
5	秩父市緑の基本計画	秩父市	令和5年5月
	まちの再生を図りながら雄大な自然とみどりを結び付け、人々が秩父の緑とオープンスペースを守り育て、使うための基本方針を定める。		

表 2-2 上位計画・関連計画一覧表 (2/2)

No.	計 画 名	発行元	策定年月
6	秩父市まちづくり景観計画	秩父市	平成 19 年 8 月
	市民、事業者及び行政の協働により良好な景観形成を図り、貴重な資源を保全・活用・創造し、次世代へ継承していくための方針を定める。		
7	秩父市スポーツ振興基本計画	秩父市	令和 6 年 3 月
	第 2 次秩父市総合振興計画のひとつの位置付けとして、生涯スポーツ活動を通じてまちづくりを展開し、明るく活力のある社会を形成し秩父地域の活性化に繋げるための施策を定める。		
8	秩父市地域防災計画	秩父市	令和 5 年修正
	秩父市の防災に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市及び関係機関が災害予防、応急対策、復旧復興に至る一連の災害対策を実施できるよう施策を定める。		

---

(1) 秩父都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和4年9月変更)

**【都市計画の基本理念】**

秩父都市計画では、以下の基本理念を掲げています。

**【都市計画の基本理念】**

- 都市と自然・田園との共生
  - 秩父山地や荒川などの自然や自然公園を生かしつつ、自然環境の保全を図る。

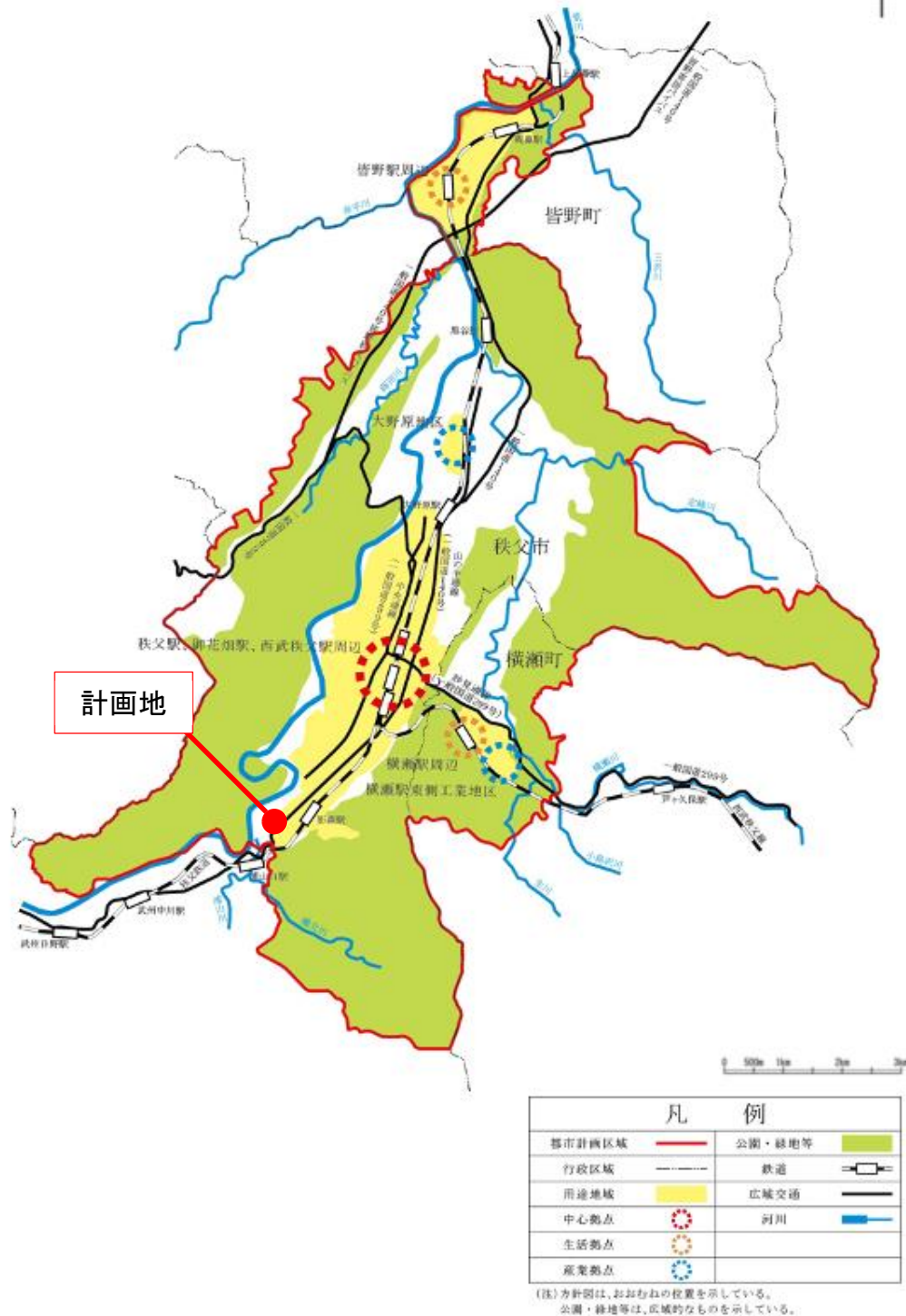
**【都市計画の決定の方針】**

秩父都市計画では、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を以下のように定めています。

**【主要な緑地の配置の方針】**

- ふれあい提供の機能
  - 公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

秩父都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



出典：秩父都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県）

図 2-1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

---

## (2) 第2次秩父市総合振興計画（平成28年3月）

### 【第2次秩父市総合振興計画の基本方針】

第2次秩父市総合振興計画では、将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を達成するために、計画地に関連する、「子育て・教育分野」の内容について以下のように掲げています。

#### 【基本方針】

- 子育て・教育分野

- 生涯教育の充実

より多くの市民がスポーツに親しみ、健康増進を図れる環境を整備する。小中学生の誰もが興味あるスポーツに参加できるような体制づくりや中高年齢者が健康増進のためスポーツに親しめる機会の提供を拡大することが必要となっている。

このように市民が生涯にわたって健康で充実した生活を送り、明るく活力ある社会を形成するために、本市のスポーツ振興に向けた施策を進めていく。

### 【土地利用構想】

計画地は、第2次秩父市総合振興計画において「都市公園・緑地」の土地利用の基本方向として以下のように記載されています。

#### 【土地利用の基本方向（都市公園・緑地）】

都市公園及び緑地は、散策、休憩、運動等のレクリエーションの場として、また、優れた自然の景勝地として、憩いとやすらぎの場となっている。

この貴重な財産を将来へ向けて適切に保全しながら、都市公園・緑地の持つ諸機能を向上していくための土地利用を図っていく。



## 【秩父市教育大綱】

秩父市において「秩父市教育大綱」が策定されており、教育大綱には市が教育における将来的な目標とする基本理念と、基本理念を実現するために基本方針が整理されています。

基本方針の中で、「生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現」においてスポーツの振興が求められています。

### 【基本理念】

夢・志・誇りを持ち、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進することにより、秩父市への愛着、住み続けたいという想いを深め、秩父市のよさを継承し、秩父市の未来を担う人材を育成する。

### 【基本方針】

- 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現
- 市民の学習意欲の向上、多様化する生涯学習のニーズにこたえるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保護保存と継承などに取り組み、人生を生き生きと味わいのある豊かなものにできる学習のための環境づくりを進める。

## 【子育て・教育分野】

本計画では、基本方針を達成するために基本計画が定められています。

計画地に関連する、「子育て・教育分野」の「生涯教育の充実」の内容について以下のように定められています。

### ○政策体系○

- |   |         |                  |
|---|---------|------------------|
| 1 | 子育ての充実  | (1) 子育て支援体制の推進   |
|   |         | (2) 子育て支援環境の充実   |
| 2 | 学校教育の充実 | (1) 教育環境の充実      |
|   |         | (2) 教育内容の充実      |
|   |         | (3) 特色ある教育の実施    |
|   |         | (4) 家庭・地域の教育力の向上 |
| 3 | 生涯教育の充実 | (1) 生涯学習の充実      |
|   |         | (2) 歴史文化の活用・支援   |
|   |         | (3) 芸術文化・スポーツの振興 |

出典：第2次秩父市総合振興計画（秩父市）

図 2-2 「子育て・教育分野」の政策体系

### 【生涯教育の充実】

- 生涯教育の充実
  - 芸術文化・スポーツの振興

スポーツ施設の老朽化や機能充実に対応するための整備・改修を図り、適切な維持管理を行い、施設の有効活用に努める。

スポーツ人口の拡大を図るとともに、市民の年齢や適性に応じたスポーツ活動の内容充実を努め、幅広い年齢層の参加に加え、青少年の健全育成を目的とした活動を推進する。
  - 施策推進のため、達成目標とすべき指標

表 2-3 施策推進のため、達成目標とすべき指標

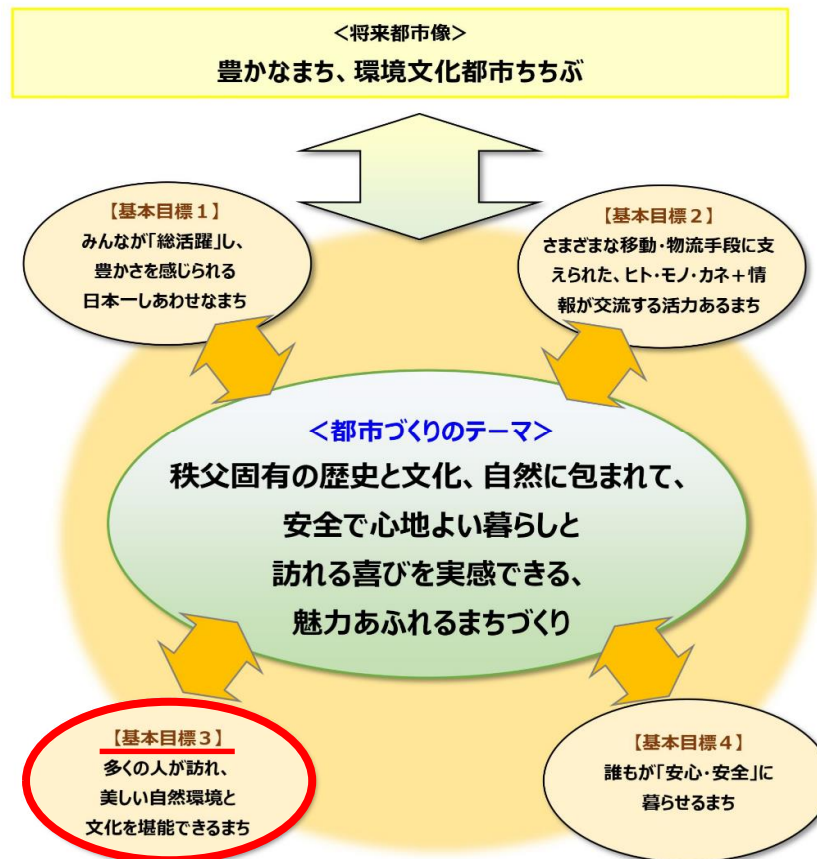
指標名	指標の定義	H26	H32
ちちぶ芸術祭参加イベント数	ちちぶ芸術祭として参加する年間イベント数	58 件	70 件
秩父宮記念市民会館自主事業数	秩父宮記念市民会館自主事業として開催する年間イベント数	—	10 件
スポーツ施設利用者数	市内のスポーツ施設利用者の合計の年間延べ人数	480,035 人	500,000 人
チャレンジデー参加者数	15 分間運動した人数 (5 月最終水曜日)	45,221 人	50,000 人

出典：第 2 次秩父市総合振興計画（秩父市）

(3) 秩父市都市計画マスタープラン（令和3年4月）

【秩父市都市計画マスタープランの将来都市像、都市づくりのテーマ、都市づくりの基本目標】

秩父市都市計画マスタープランの将来都市像、都市づくりのテーマ、都市づくりの基本目標を以下のように掲げています。



出典：秩父市都市計画マスタープラン（秩父市）

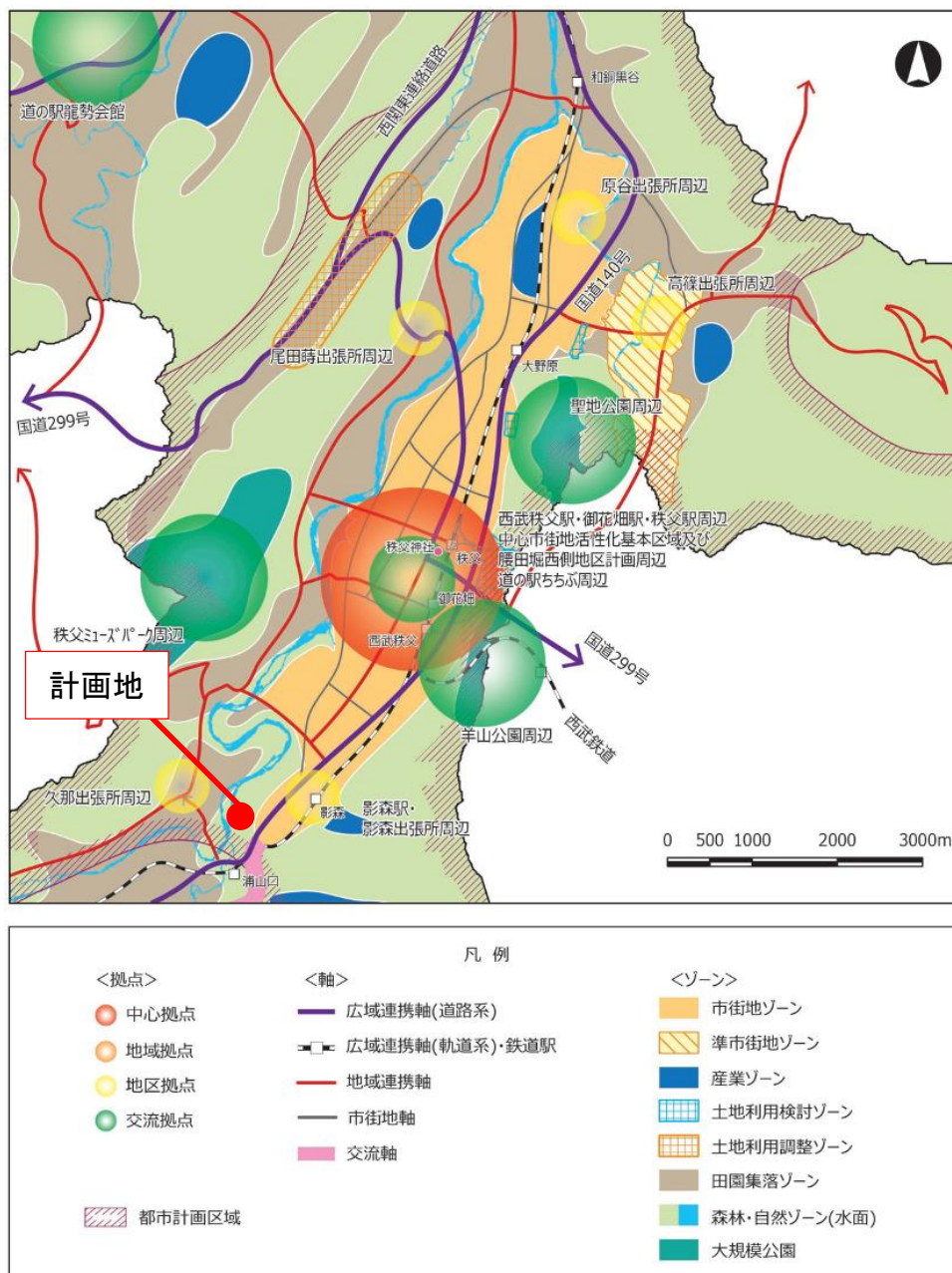
図 2-3 都市づくりの基本目標

## 【将来都市構造】

将来都市構造は、都市づくりのテーマを実現するために「拠点(点)」「軸(線)」「土地利用ゾーン(面)」の3つの観点から、将来の都市の骨格構造を示しています。

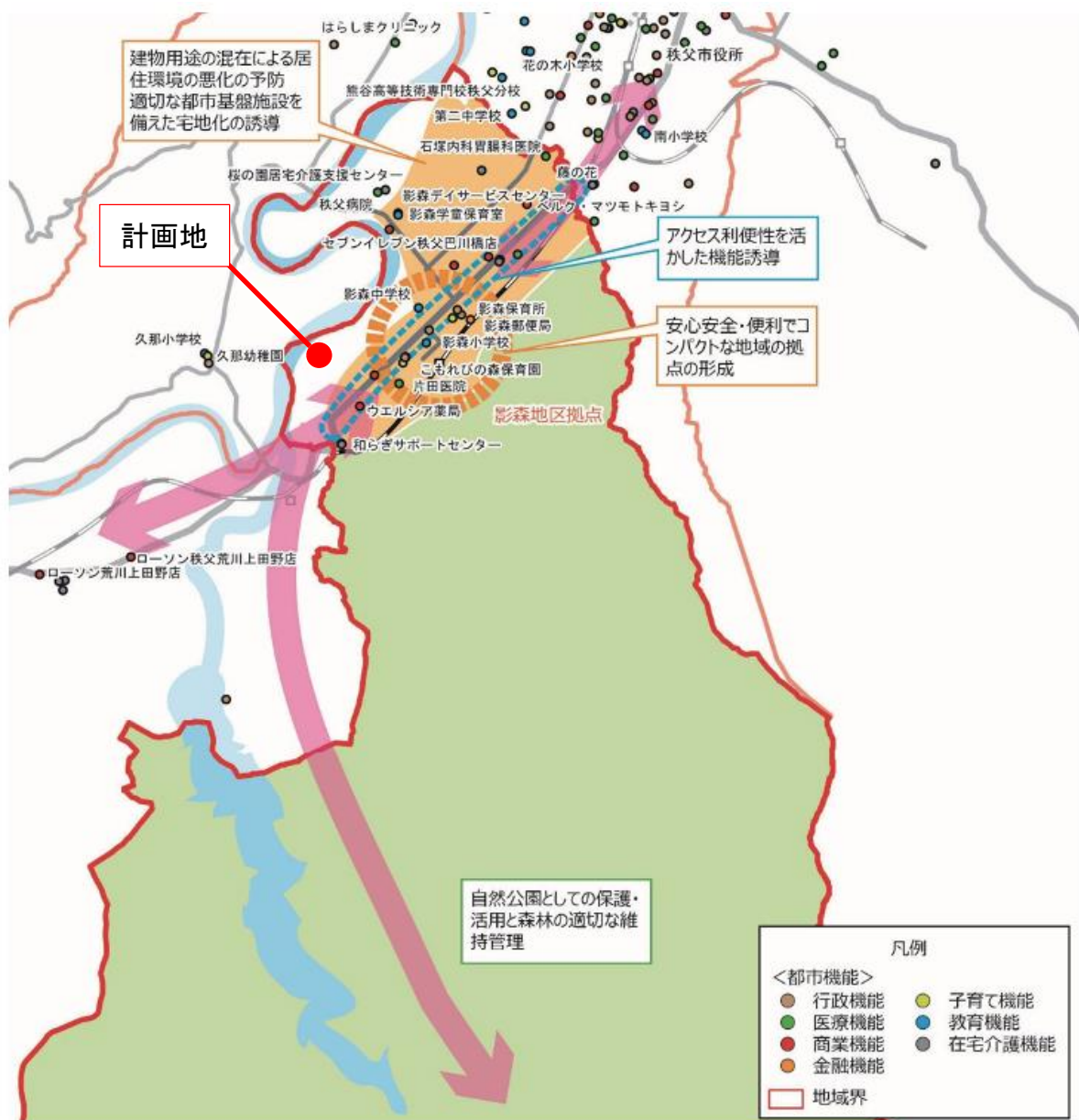
計画地の周辺である、影森駅・影森出張所周辺は地区拠点に設定されており、日常生活を支える拠点形成が求められています。

以下に秩父市全域の将来都市構造図、次頁に影森・浦山地域の将来都市構造図を示します。



出典：秩父市都市計画マスタープラン（秩父市）

図 2-4 将来都市構造図（秩父市全域）



出典：秩父市都市計画マスタープラン（秩父市）

図 2-5 将来都市構造図（影森・浦山地域）

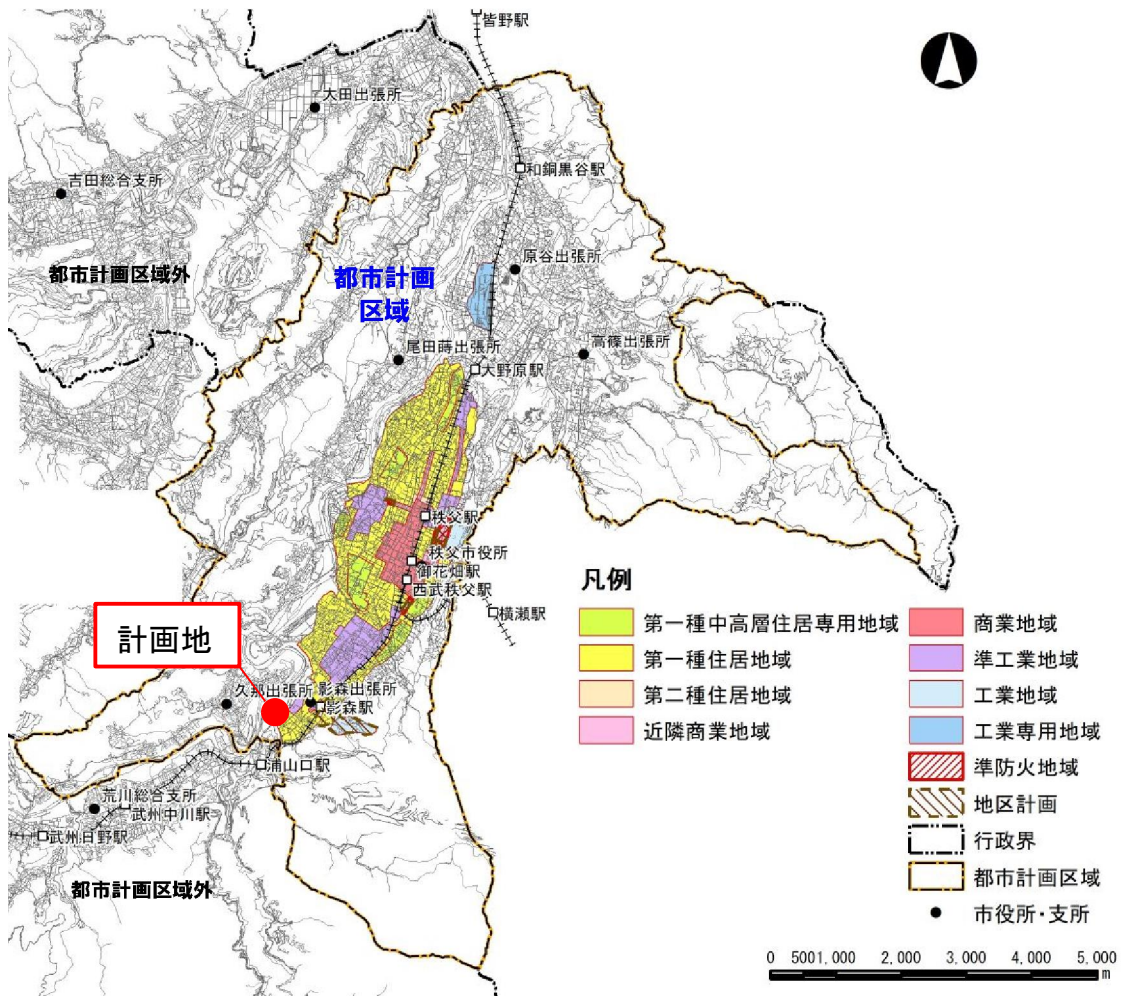


(4) 秩父市立地適正化計画（令和3年4月）

【秩父市立地適正化計画の対象】

秩父市立地適正化計画は、都市計画区域全域を対象としています。

なお、秩父市全体の持続可能な都市づくりの視点から、都市計画区域外も含めた「コンパクト+ネットワーク」社会の形成を視野に入れた計画としています。

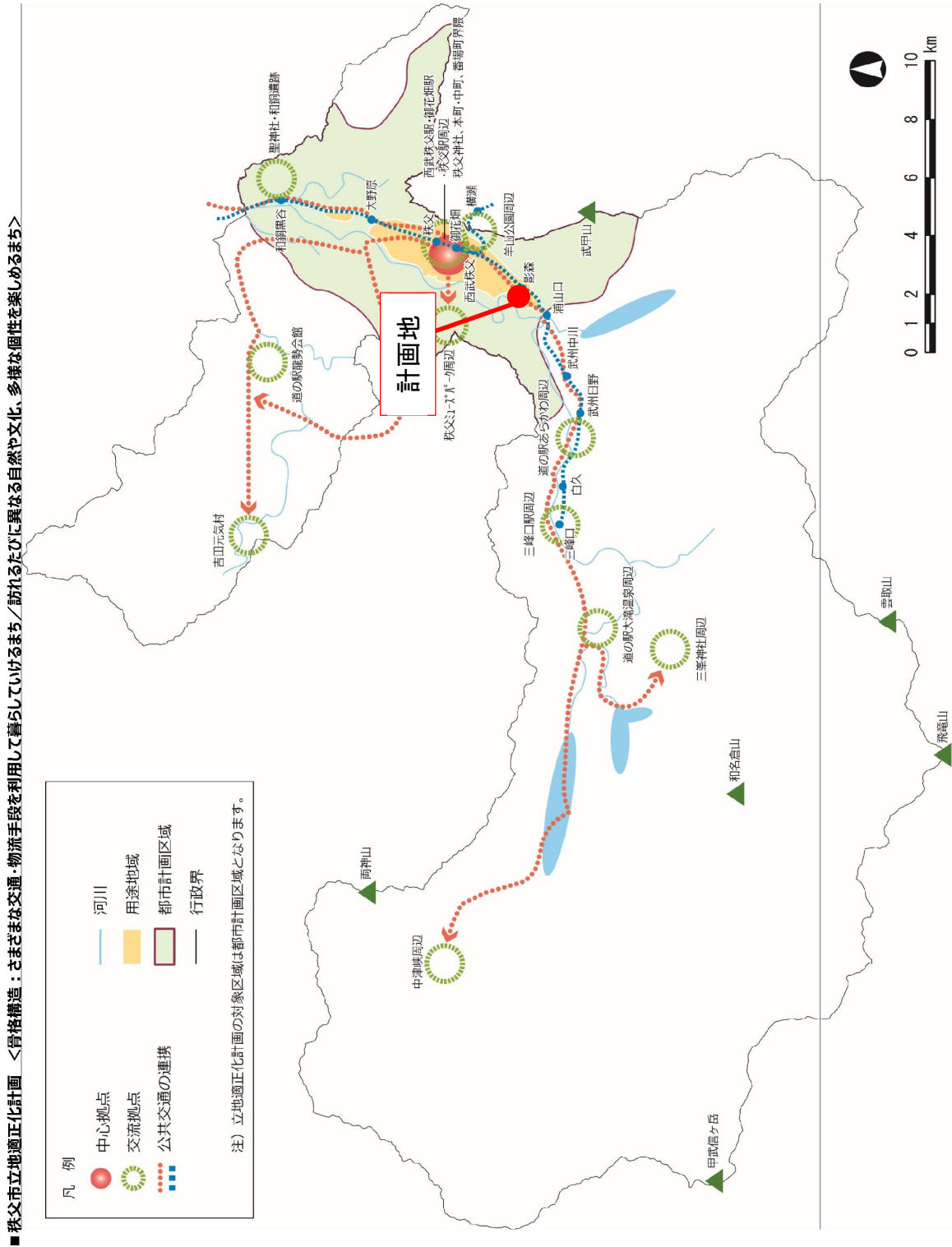


出典：秩父市立地適正化計画（秩父市）

図 2-6 立地適正化計画の対象区域（6,635ha）

## 【目指すべき都市の骨格構造】

秩父市立地適正化計画では、目指すべき都市の骨格構造について、以下のよう  
に定めています。

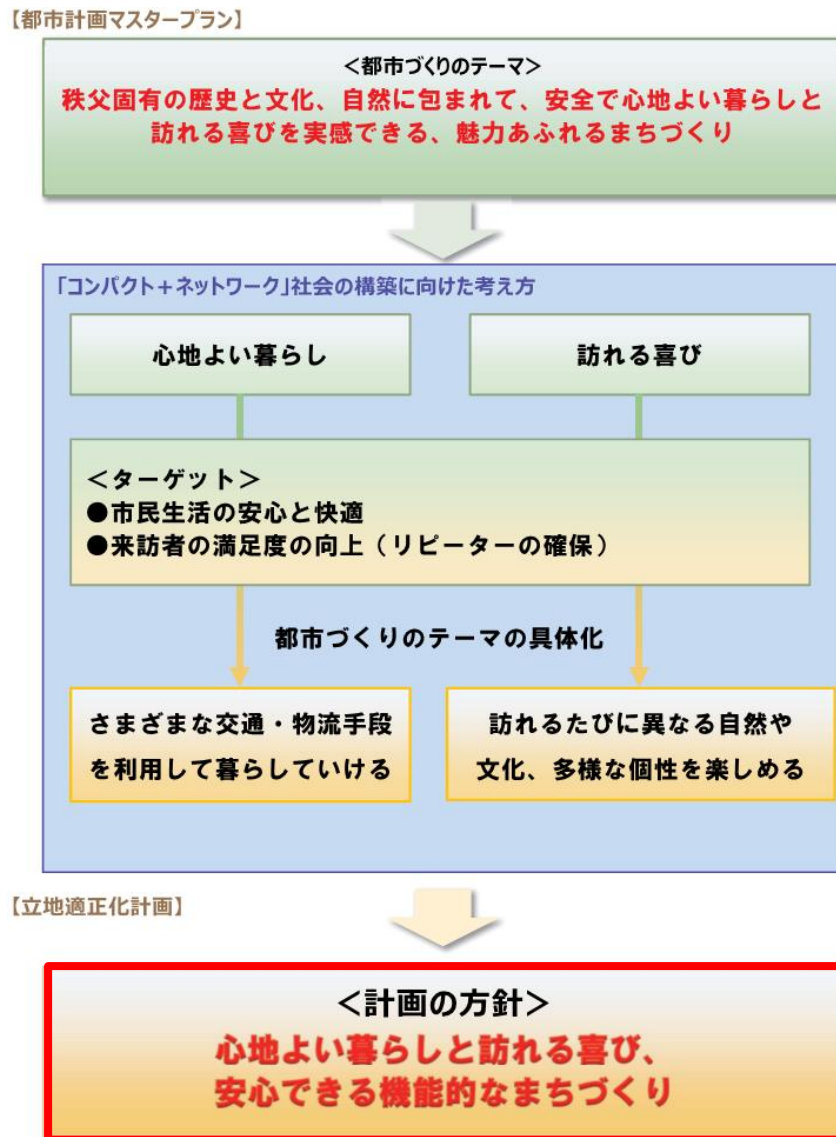


出典：秩父市立地適正化計画（秩父市）

図 2-7 目指すべき都市の骨格構造

## 【まちづくりの方針】

秩父市立地適正化計画では、「秩父市都市計画マスタープラン」の都市づくりのテーマを具体化するために、「市民生活の安心と快適」と「来訪者の満足度の向上（リピーターの確保）」をターゲットに、方針を以下のように設定しています。



出典：秩父市立地適正化計画（秩父市）

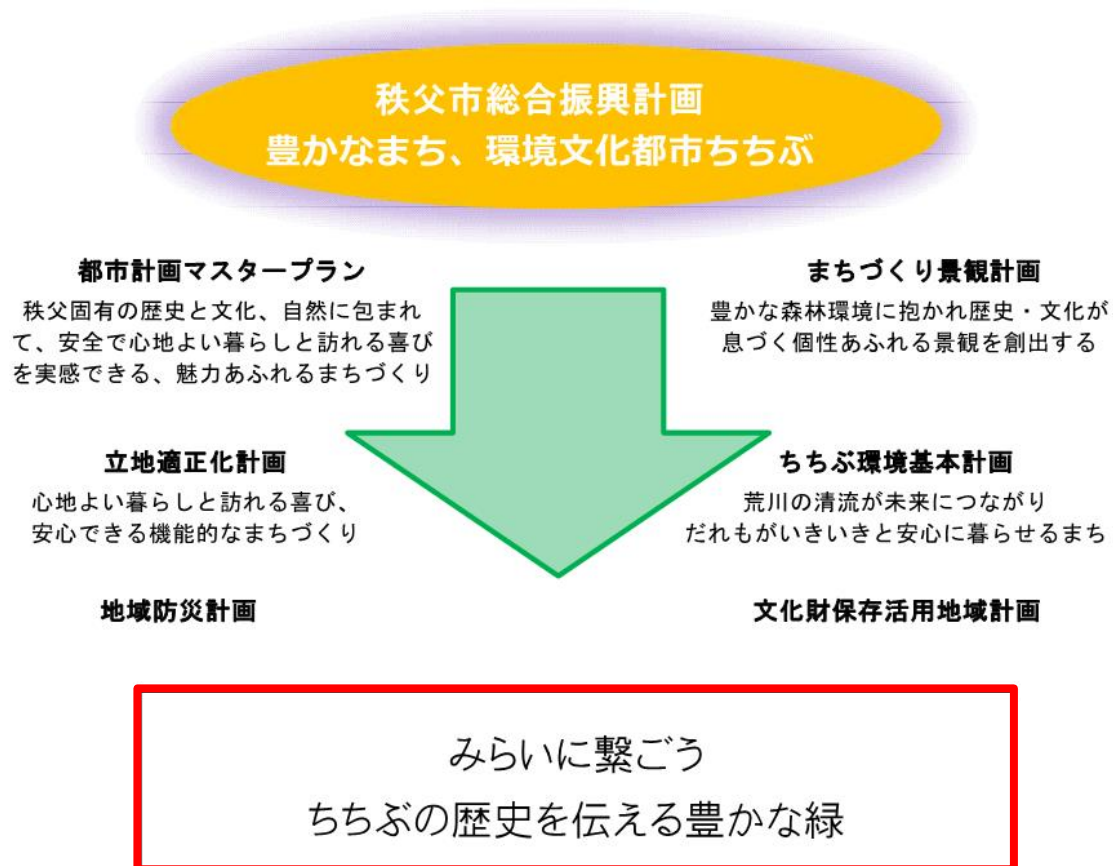
図 2-8 目指すべき都市の骨格構造



(5) 秩父市緑の基本計画（令和5年5月）

【緑の将来像】

秩父市緑の基本計画では、秩父の大地を慈しみつつ地域の暮らしや文化に根差した秩父らしい自然との共生のありかたを模索し、文化的・経済的・人間的にも豊かな暮らしの実現を目指すことを目的として、緑の将来像を以下のように掲げています。



出典：秩父市緑の基本計画（秩父市）

図 2-9 緑の将来像

## 【緑の基本方針】

秩父市緑の基本計画では基本方針を以下のように定めています。

計画地においては、自然と文化を尊重しオープンスペースへの支援を通じて持続可能な環境づくりに留意する必要があります。

- 豊かな自然と人の暮らしが共生する「持続可能（SDGs）」なまち
  - 本市は埼玉県で最も大きな面積を有し、豊かな自然と古くからの文化が息づく地域である。これからもこの自然と文化を尊重し、「守り」ながら「活用」していくため、各地域の拠点となる施設や自治組織が所有、管理するオープンスペースへの支援を通じて、持続可能な環境づくりに努める。
- 守り慈しむ秩父山地の自然（緑の核）
  - 本市は土地利用の94%が自然地の緑豊かな自治体である。その一方で、都市計画区域外を中心として無居住化が予測される集落が多数存在するなど、今後の人口減少によって自然的土地利用の割合はさらに高まる見込みである。都市計画区域外を中心とするこの「緑の核」は、埼玉県の象徴的な緑であり、水源、生物多様性、グリーンインフラとして広域的・国家的戦略に基づく施策が展開されるべき地域である。これらの区域については、国・県と連携して緑地の保全、国土の適切な維持管理、環境と調和した利活用に努める。

## 【緑地の保全及び緑化の推進のための施策】

緑の基本計画の施策として、計画地に関わる活用方針を以下のように定めています。

緑地の保全及び緑化の推進として、河川・親水空間の活用について以下のように記載されています。

計画地は荒川の沿川に位置することから、計画地内の荒川との連携等必要に応じて検討する必要があります。

### 【河川・親水空間の活用】

河川空間については、浸水想定区域であることの周知により、災害ハザードエリア等への住宅等の立地を抑制しつつ、雪害時の雪捨て場、グラウンドなどのオープンスペースとして活用を検討していく。

---

(6) 秩父市まちづくり景観計画（平成 19 年 8 月）

【景観形成の基本目標・基本方針】

1) 景観形成の基本目標

秩父市まちづくり景観計画は、市民、事業者及び行政が協働して、本市にふさわしい個性豊かな景観形成を推進するため、基本目標を以下のように定めています。

**【基本目標】**

豊かな森林環境に抱かれ歴史・文化が息づく個性あふれる景観を創出する

2) 景観形成の基本方針

景観形成の基本目標を踏まえ、景観形成の基本方針を以下のように定めています。

計画地においては、秩父山地を形成する山並みに配慮した景観形成に留意する必要があります。

- 自然地形や植生に配慮した森林景観の保全に努める。
  - 秩父山地を形成する山並みや、四季折々の自然などの眺望に配慮した景観形成に努める。

## (7) 秩父市スポーツ振興基本計画（令和6年3月）

### 【計画の目的】

秩父市スポーツ振興基本計画の目的として、スポーツの振興及び普及を推進し、スポーツへの関心・意識が向上し、社会に大きな役割を果たすよう以下の4項目を示しています。

- 健康増進と生涯スポーツの推進
- 活力ある地域コミュニティの形成
- スポーツによるまちづくり
  - スポーツを「する」「みる」「支える」などスポーツに関わる人たちが、スポーツの価値を学び共有する。  
⇒既存スポーツ施設を有効活用した魅力あるまちづくりを推進する。
- 青少年の健全育成

#### ◆現況スポーツ施設の有効活用及び整備

- スポーツ施設の適切な維持管理を行った既存施設の有効活用
- 施設の老朽化や機能充実に対応するための整備・改修
- 幅広い年齢層や体力に応じたスポーツ環境づくり
- 市民がスポーツに親しみ健康増進を図れる環境の整備



影森グラウンド（多目的グラウンド）  
人工芝化に向けて工事に着手

出典：秩父市スポーツ振興基本計画（秩父市）

図 2-10 現況スポーツ施設の有効活用及び整備（影森グラウンド）

### 【基本理念】

秩父市スポーツ振興計画の基本理念として、以下を定めています。

**スポーツでまちおこし！**

～スポーツに親しむ人口の拡大を図り、  
健康の維持増進と地域の活性化を目指す！～

出典：秩父市スポーツ振興基本計画（秩父市）

図 2-11 本計画の基本理念

---

## 【基本目標】

秩父市スポーツ振興計画では目標として以下を定めています。

### 【基本目標】

スポーツを通じて地域コミュニティを図り、活力あるまちづくりを形成していくためにも、それぞれ活動の主体となっている団体と行政が連携・協同を図りながら、役割を積極的に果たしていく。

多様化していく生涯スポーツへのニーズに、「する」「みる」「支える」という様々な参画を通じて、より多くの人がスポーツの感動や楽しさを分かち合い、生涯スポーツを推進する社会の実現、枠を超えた世代間交流・スポーツ実施率の向上を目指す。

---

## (8) 秩父市地域防災計画（令和5年修正）

### 【秩父市における防災の方針】

秩父市地域防災計画における防災の方針について、以下が掲げられています。

- 土砂災害

秩父市は事前の防災行動を展開するため、関係機関と連携し早期段階から気象情報や土砂災害に関する情報等を収集し的確に住民への情報提供を意識する。

避難に際しては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本であることから、災害発生のおそれのある時期を見越し、避難の開始が豪雨時や夜間に及ばないように高齢者等避難、避難指示等の発令に努める。

特に、久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区については、学校区外への避難の可能性もあることから、より迅速な避難情報の伝達に努める。